

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について（通知）

新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中の対応につきましては、各県立学校において適切にご対応いただきありがとうございます。

現在、感染症の状況については一定の落ち着きが見られておりますが、今後も引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、令和 2 年 5 月 26 日付け 2 高学第 550 号にて、今後本県における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の県独自の判断基準区分（Ⅰ～Ⅳ）を通知したところです。

部活動につきましては、5 月 25 日（月）以降の学校再開にともない、このⅠ～Ⅳの判断基準区分に連動した別紙「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）」を示しておりますので、各校での対応をお願いします。

記

○部活動について

- （1）本基準は 6 月 1 日（月）から適用する。5 月 31 日（日）までは、全県的に部活動が再開したばかりであり、活動を一部制限しながら段階的に取り組むこと。
- （2）部活動に係る考え方は、原則として別紙のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。
- （3）密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、各区分及び各中央競技団体等が示す方針や通知を踏まえ判断する。
- （4）県外遠征においては、県の自粛要請の解除及び行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する。
- （5）教員及び生徒の体温・体調チェックを継続する。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）  
（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方		部活動の考え方	
IV	直近7日間にいて感染者が確認されていない	☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可）	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、顧問はより一層の注意を払うこととする
III	直近7日間にいて感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により慎重に検討する
II	直近7日間にいて感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない ・県内における練習試合・公式戦へは参加しない
I	直近7日間にいて感染者が、日々連続して確認されている	★部活動（禁止）	・学校や公共施設での活動は不可とする ・各自が自宅で自主練習とする

\* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

\* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

\* 県外運征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

\* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。

ソーシャル  
ディスタンス



◆三密の回避  
（密閉・密集・密接）

◆感染症対策の3つのポイント  
・感染源を絶つこと  
・感染経路を絶つこと  
・抵抗力を高めること



〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止  
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）



\* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

高知市保健所	高知市	高知市保健所	高知市
須崎市保健所	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	須崎市保健所	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町
幡豆郡保健所	幡豆市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	幡豆郡保健所	幡豆市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村
中央東播磨保健所	南州市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	中央東播磨保健所	南州市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村
中央西播磨保健所	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	中央西播磨保健所	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村
安芸福祉保健所	高知市・安芸市・東洋町・赤平町・田野町・安田町・北川村・馬路村・吉野村	安芸福祉保健所	高知市・安芸市・東洋町・赤平町・田野町・安田町・北川村・馬路村・吉野村

各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

県立学校における学校再開について（通知）

本県における感染状況は、令和 2 年 4 月 30 日付け 2 高 高 学 第 368 号により通知した「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づく区分 I に該当しない状況であり、ゴールデンウィーク後も一定落ち着いた状況となっています。また、4 月 16 日（木）より政府が全都道府県に発令していた緊急事態宣言も、本県においては 5 月 14 日（木）に解除されたところです。

このことから、令和 2 年 5 月 7 日付け 2 高 高 学 第 379 号により通知した臨時休業を 5 月 22 日（金）をもって解除し、すべての県立学校を再開します。

学校再開にあたっては、下記のことにご留意いただき、対応をお願いします。

なお、この文書は 5 月 20 日（水）までに再開している学校にも送付しており、分校には直送しています。

記

1 児童生徒等の健康状況の把握や感染予防の徹底

- 令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A」を参照すること。
- 特別支援学校においては、5 月 25 日（月）からバス及びジャンボタクシー等を増便して通学時のスクールバスの過密防止対策を行う。

2 部活動等の再開

- 令和 2 年 5 月 14 日付け 2 高 保 体 第 163 号「県立学校における部活動再開について」を参照すること。

3 学校における感染者が発生した場合の対応の徹底

- 令和 2 年 4 月 13 日付け 2 高 保 体 第 25 号の通知「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」及び令和 2 年 4 月 20 日付け 2 高 教 福 第 69 号の通知「教職員に新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応等について」を参照すること。
- 5 月 23 日（土）以降の学校再開後に感染者が確認された場合、再度臨時休業にするかどうかの判断は、国の専門家会議で示された各地域区分の基本的な考え方に基づき、検討を行う。

4 学校教育の継続方策

- 今後、臨時休業等となった場合に備え、各校において児童生徒等が家庭等で継続的に教育を受けることができる教材の準備や体制を早急に構築すること。

【問い合わせ先】

高等学校課 山中、岩河（TEL：088-821-4907）  
特別支援教育課 濱口、吉井（TEL：088-821-4741）  
保健体育課 北村、廣田、池知（TEL：088-821-4928）